

羽曳野市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年羽曳野市規則第17号）〈抜粋〉

（審査会の委員）

第4条 条例第7条第1項に規定する羽曳野市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（審査会の会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選されるまでは、市長が会議を招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の特例）

第7条 審査会の会長（第6条第1項ただし書に該当する場合にあっては、市長）は、感染症のまん延の防止その他の審査会の会議（以下「会議」という。）を開くことが適当でないと認める場合は、議案の内容を記載した書面を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問う方法による審査をもって会議に代えることができる。

- 2 前項の審査は、それぞれの委員の過半数が意見を表明したことをもって成立し、当該審査は、意見を表明したそれぞれの委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。